

サステナブルな未来への貢献と
成長の好循環の創造に向けて

開発のための新しい資金動員に関する
有識者会議 提言

令和6年7月

開発のための新しい資金動員に関する有識者会議

メンバー

- 大野 泉（座長） 政策研究大学院大学 名誉教授
- 鵜尾 雅隆 認定特定非営利活動法人日本ファインドレイジング協会 代表理事
- 遠藤 良則 株式会社滋賀銀行 常務取締役
- 小笠原 由佳 一般財団法人社会変革推進財団 インパクトオフィサー／
インパクト志向金融宣言事務局
- 金子 忠裕 株式会社三井住友銀行 理事 グローバルバンキング部門、
ホールセール部門 統括責任役員補佐
- 功能 聡子 特定非営利活動法人 ARUN Seed 代表理事／
ARUN 合同会社ファウンダー
- 小松 利彰 東京海上日動火災保険株式会社 理事 火災・企業新種業務部長
- 渋谷 健 シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 CEO／
トリプルI共同議長
- 長谷川 知子 一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
- 水口 剛 高崎経済大学 学長

（座長以外50音順）

はじめに

世界は今、複合的危機に直面している。持続可能な開発目標（SDGs）という共通目標の下、世界中の国・人々が持続可能な社会づくりに向けて取り組んでいるが、その達成を危ぶむ声もあり¹、全てのステークホルダーの総力を結集した連帯が不可欠になっている。同時に、一部の途上国は近年著しい経済成長を遂げたことで、都市化や高齢化など、日本社会が抱える社会課題と共通する課題とも相対するようになってきた。

政府開発援助（ODA）はこれまで途上国の開発において主要な役割を果たしてきたが、近年では、地球規模課題や社会課題解決における民間主体の重要性も高まっている。特に、サステナブルファイナンスは、持続可能な社会の構築に貢献し、ひいては安定的な財務・経済的発展にも寄与する資金として、その重要性が増している。

このような状況を踏まえ、日本と途上国、政府と民間が、持続可能な社会づくりという共有する価値の実現に向けて、共創を加速させ、途上国の経済成長支援に加えて日本と共通する社会課題の解決も目指すことで、途上国との連携強化に加え、日本社会が抱える課題の解決や、日本企業の新たな市場創出といった好循環を目指すべきである。

社会課題の解決という価値は、必ずしも経済的価値に直結するわけではないため、民間の投資だけでは対応しきれない部分があるのも現実である。そのような場面においてこそ、ODA が役割を果たし、従来の成長モデルを超えて、環境・社会の外部性を取り込んだシステムチェンジの実現に向けて、政府と民間が共創すべきではないか。

このような考え方の下、日本の ODA が培ってきた経験や知見、教訓等を活用しながら、サステナブルファイナンスの可能性に着目し、サステナブルな未来への貢献と成長の好循環の創造に向けた方策を提言する。

総括的な提言

- (1) ODA を触媒として、多様な主体が連携し、強みを生かしながら、民間企業・投資家による投資活動が、結果的に途上国の開発へと繋がっていくような「エコシステム」が作られ、成長していくことが重要である。
- (2) 具体的な方策として、リスクテイク機能の拡充、グラント性資金の活用等の新しい取組の導入に向けて、政府内で真摯な検討がなされることを期待する。
- (3) 具体的な方策の実施に当たっては、ガバナンス（組織体制の構築、市場歪曲回避のための方途、他の公的金融機関との役割分担や連携）や、民間企業・投資家の投融資を促すインセンティブ、多様なステークホルダーとの協力といった点にも留意すべきである。

¹ 国連「持続可能な開発目標（SDGs）報告 2023：特別版」

1. ODA とサステナブルファイナンスの関係

(1) ODA の現状

日本は長年にわたり、国際社会の平和と安定、繁栄のための国際協力を行ってきた。その過程で得た知見・経験・技術・教訓を活かし、特色ある協力によって開発途上国の発展の土台の形成を後押しするとともに、地球規模課題の解決、そして国境を越えた円滑な経済社会活動の国際環境づくりに取り組んできた。技術協力、有償資金協力、無償資金協力を ODA の軸として、政府ベースの支援により相手国政府機関・公共機関による社会課題解決を中心に国際協力を展開してきた。

他方、国際的には、2000 年代に途上国開発における民間主体の果たす役割の重要性が認識され、2015 年のアディスアベバ行動目標、2017 年の OECD 開発援助委員会 (DAC) や開発金融機関 (DFI) ワーキンググループによるブレンデッド・ファイナンス原則の公表等、民間の役割に関する国際ルールが整備されるようになった。2023 年には DAC の民間向け ODA 統計が刷新され、民間セクター向けファイナンスを促す制度的な枠組みが整備された。

こうした動向も踏まえ、英米仏独の二国間 ODA に占める民間セクター・PPP 向け支援の金額比率は大幅に増加している。なお、各国は ODA に限らない輸出信用機関 (ECA) や DFI を通じた民間セクター向けファイナンス及び民間資金の動員も強化している。

(2) サステナブルファイナンスの現状

サステナブルファイナンスは、持続可能な社会を実現するための金融メカニズムであり、具体的には、ESG 投資やインパクト投資を内包している。

その起源は、1920 年代の社会的責任投資 (Social Responsibility Investment : SRI) にさかのぼる。その後の社会運動や、企業評価に当たっての非財務要素の反映等の動きを受けて発展し、2010 年代以降、環境・社会の安定なしに金融自体の発展・隆盛はあり得ないという考え方の下、近年では、サステナブルファイナンスは、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融として、その役割が認識されている。

この結果として、国際場裏で持続可能な社会の構築を議論する際は、その資金調達手段としてサステナブルファイナンスが強く意識されている。例えば、G7 広島サミット、G20 のサステナブルファイナンス報告書、COP28 等、様々な場面でサステナブルファイナンスの重要性が議論されている。

サステナブルファイナンスのボリュームも増加傾向にあり、更に成長を続ける見込みである。企業や開発プロジェクトなどが牽引するサステナブルファイナンスの成長のペースに鈍化の兆しはなく、特にトランジションファイナンス (脱炭素化への移行に向けた資金供給) は温室効果ガス排出量の多い新興国において将来増加すると予見され、市

場拡大が更に進むと考えられている。ただし、サステナブルファイナンスの大半は先進国向けであり（例えば、ESG 債の発行額のうち先進国の割合は約7割²）、途上国への関心を高めていくことが課題となっている。

このように、当初 ODA とは異なる目的から始まったサステナブルファイナンスは、時間の経過とともに、環境と社会が相互依存的システムにあるという考えの下、ODA と連携する機会が拡大していると言える。

(3) ODA とサステナブルファイナンスが目指すもの

ODA の目的は、開発協力大綱において以下のとおり明記されている。

ア 開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献すること。

イ 同時に、我が国及び世界にとって望ましい国際環境を創出し、信頼に基づく対外関係の維持・強化を図りつつ、我が国と国民の平和と安全を確保し、経済成長を通じて更なる繁栄を実現するといった我が国の国益の実現に貢献すること。

他方、サステナブルファイナンスは、「持続可能な経済社会システムの実現に向けた広範な課題に対する意思決定や行動への反映を通じて、経済・産業・社会が望ましいあり方に向けて発展していくことを支える金融メカニズム、すなわち、持続可能な経済社会システムを支えるインフラと位置付けるべきもの」³とされている。

以上の2つの定義を比較すると、ODA とサステナブルファイナンスは、ともに「課題解決型の資金」であるという点で共通しており、特に、

- 未来志向であること
- 現在の経済社会が内包する多様な課題解決に資すること
- 持続可能な経済社会の構築に貢献すること

という共通項を有すると言える。

2. 提言

(1) 基本的な方向性

途上国への民間資金の流入は、その時々国際金融市場の動向に左右されつつも、総じて ODA を上回る水準で推移している。一方で、ODA は、民間資金との比較においては量的な存在感を減じているものの、一定の規模は常に維持されている。前述のような共通項をもつ ODA とサステナブルファイナンスは、相互の連携を強化することで、世界の持続

² OCED [“GREEN, SOCIAL AND SUSTAINABILITY BONDS IN DEVELOPING COUNTRIES: THE CASE FOR INCREASED DONOR CO-ORDINATION”](#)

³ 金融庁「[サステナブルファイナンス有識者会議](#)」報告書

可能な未来のために協働できる大きな潜在性を有している。

ODA とサステナブルファイナンスの連携を進めるに当たり、着目すべきは、両者の資金としての性質の違いである。ODA は政府によって途上国の開発を目的に供与される公的資金であり、開発効果やサステナビリティの実現のために、収益性等の観点から民間では取りえないリスクを取ることができる。加えて、途上国と日本企業や非政府組織（NGO）との橋渡しを行い、新たなインパクト投資先の裾野を拡大していく役割も果たしうる。一方で、政策的判断や、適正使用の必要性等の要素により、その供与の態様は大きく左右される。

他方、サステナブルファイナンスの主要な主体は、事業家及び民間投資家である。彼らの観点からは、サステナブルな意義があるという点のみを以て、資金の提供を正当化することは困難であって、収益性、事業リスク、ステークホルダーとの関係等の要素を総合的に加味した判断がなされるのが一般的である。こうした事情を考慮した上で、民間企業・投資家自身の行動原理と、途上国への資金動員が繋がり合うようなインセンティブ作りが鍵となる。加えて、サステナブルファイナンスの結果として、その環境・社会的な効果（以下、「インパクト」という）が本当に生まれているのか、という問いも世界中で提起されている。途上国の経済社会課題の解決に向けたラストワンマイルを繋いでいく中で、サステナブルファイナンスや ODA のインパクトを測定・可視化し、両者の連携を可能にしていくことが重要である。その際、ODA は、技術的な支援を含めた政策誘導や人材育成、組織能力強化を担い、民間主体で取れないような経済外部性の高い事業のリスクを取る役割を果たすべきである。

サステナブルファイナンスが興隆する今こそ、途上国の経済社会課題を解決することが、日本企業の活動の射程拡大、更には長期的な世界の経済社会システムの繁栄と、経済社会システムのリスクそのものを低減することにも繋がるという考え方の下、双方の資金としての性質の違いを踏まえつつ、連携を強化し、相乗効果・補完性を高めていかなければならない。ODA を触媒として、事業家や投資家、受益者、ファンド、政府等多様な主体が連携し、かつ民間企業自身が自分たちのために実施することが結果的に途上国の開発へと繋がっていくような、「エコシステム」が作られ成長していくことが重要である。これは、外部性の大きい社会課題について、新たな官民連携によってその解決を目指し、成長と分配の好循環を実現するという「新しい資本主義」の考え方と軌を一にするものであり、社会のシステムチェンジにも繋がっていく。

そのためには、官と民が水平方向で、事業の調査・形成段階から真に共創できるような双方の姿勢と、対話と協働の継続、ODA の制度作りが求められるが、オファー型協力はその先駆例であり、ファイナンス面を含む検討が重要である。

加えて、これからの時代は、気候変動や生物多様性の損失、グローバルヘルスといった地球規模課題や少子高齢化といった社会課題など、日本と途上国が、共通する課題へ共に直面していくこととなる。こうした分野は商業性が必ずしも高くないため、民間資金が集

まりにくいですが、新しい ODA では、そうした課題を学び合い、知識と経験を共有しあうことが求められており、そこへ民間資金も動員していくことが重要である。

これらの理想が現実へと形作られていくように、ODA とサステナブルファイナンスの実務者が日々の業務の中で具体的に取り組めるような連携の場作りと、象徴的な取組を推し進めていかなければならない。

そのために、次の 5 点を指針として具体的な制度改善に取り組むことを提案する。

- ODA 事業におけるリスクテイク機能を強化する。
- ODA 事業が蓄積してきた強みを活かし、民間企業・資金と協働する制度的工夫をする。
- ODA とサステナブルファイナンスの接続を増やすために、民間からみた現行 ODA 制度の障壁を取り除く。
- 可能な限り、ODA 事業において民間資金のレバレッジを評価軸に含める。
- 開発のための資金総量を増やし事業規模を拡大するために、官民で連携してオールジャパンで開発効果の最大化を目指す。

(2) 具体的な方策

上記の方向性を実現するため、有識者会議としては、国際金融機関や DFI の事例も参照しつつ、以下のような具体的方策を提言する。これら方策の導入について、外務省を中心に、政府内で真摯な検討がなされることを期待する。

サステナブルな未来への貢献と成長の好循環の創造に向けて、まずはブレンデッド・ファイナンスの活用やインパクト増大に対してインセンティブを付与するような仕組みの活用といった新しい取組の導入を検討する。更に、JICA のノウハウを活用し、ODA の開発効果の評価・計測に関する知見を共有することを提案したい。

ア ブレンデッド・ファイナンスの活用

十分な経済社会開発効果が期待できる事業であっても、リスクとリターンが見合わないこと等から、民間投資のみで事業を実現することが容易でない場合もある。こうした事業に対して、効果的な公的資金の投入を通じて、民間が投資可能な事業性を確保するブレンデッド・ファイナンスを推進すべきである。

(ア) リスクテイク機能の拡充

カントリーリスクの高い途上国における開発事業や、商業性の低い分野の開発事業に対して民間投資を実現できるよう、リスクテイクの仕組みが必要である。

JICA は、海外投融資事業を通じて、民間セクターを通じた開発事業を促進しているが、民間資金動員のためにツール拡充を検討すべきである。

例えば、JICA が途上国のプロジェクトに対して保証を提供することにより事業の信用不足を補完することで、民間資金を動員できるような保証制度の導入を検討すべきである。

国際金融市場で起債実績が少ない途上国の事業者が債券発行体としてグリーン債やソーシャル債等を起債する場合に、民間にとって与信しやすい環境を作る観点から、JICA が技術協力等と組み合わせつつ一部の債券をアンカーインベスターとして購入する可能性も一案として検討すべきではないか。

(イ) グラント性資金の活用

途上国における開発事業への民間投資を実現できるようにするためには、ODA としてグラント性の高いエクイティ型の資金を通じた開発協力を行うことも検討すべきである。

例えば、ODA により、リスクの高いファンドの劣後階層に対して低いリターン設定で投資を行うことにより、優先階層のリスク・リターンバランスを改善することで、優先階層に民間資金を動員するといった仕組みを検討することも一案である。

イ インパクト増大に対してインセンティブを付与するような仕組みの活用

気候変動や生物多様性の損失、グローバルヘルスといった地球規模課題への対応に当たって、開発効果を含むインパクトが増大し、民間企業にとって魅力的に映るような仕組みを構築することで、民間企業の活動を通じたインパクトの創出に繋げることも検討すべきである。例えば、アウトカムファンドや、サステナビリティ・リンク・ローンやサステナビリティ・リンク・ボンドのように、成果に連動した仕組みの導入を検討することも一案である。

ウ 開発効果の評価・計測に関する知見の共有

開発事業者と、資金の出し手となる投資家、民間企業・株主や支援者との共通言語として、インパクトの評価・計測手法を進化させていく必要がある。インパクト測定的重要性は、2021 年のグローバルヘルス戦略有識者タスクフォースでも指摘されている。

この点、JICA は 20 年以上にわたり、国際的な OECD-DAC の評価基準に沿って事業評価を実施しており、すべての事業の開発効果を丁寧に確認している。このようなアセットを活用し、インパクト投資のエコシステム形成にあたりインパクト評価の分野において、JICA が大きな価値を提供することを期待したい。国際基準である ICMA⁴の 4 原則（①資金使途、②選定と評価、③資金管理、④レポーティング）に沿った仕組みとして、SMBC-JICA サステナブルファイナンスフレームワークの策定は、その先駆例で

⁴ 国際資本市場協会 [ICMA \(International Capital Market Association\)](https://www.icma.org/)

あり、この取組を拡大し、途上国の開発に資する民間投資を促すエコシステムづくりに貢献することも期待される。また、JICA の事業評価の経験・知見を事業に組み込むことで、民間企業等の能力や体制の強化を図る（ファンドを支援する際にはその要素を含める）ことも検討すべきである。

エ フィランソロピー性資金の活用

多様な資金の動員を促進する手法として、フィランソロピー性資金の活用を提案したい。民間資金には、預金者や株主から負託された資金と、寄付や助成など、企業や個人による社会貢献活動を目的としたフィランソロピー性の資金がある。フィランソロピー性資金は、負託された資金と比べ、より高いリスクを取ることも可能であり、資金の性質の違いを念頭に置いた取組の検討が求められる。

近年、遺贈寄付が増加するとともに、富裕層や民間企業による社会貢献が広がりを見せており、更なる拡大余地が見込まれることから、フィランソロピー性資金市場の潜在的な開発協力関心層へ、ODA の魅力と価値を訴求していくことが重要である。

また、国際協力における JICA のプレゼンスを活かし、従来の寄付制度に加え、寄付者の関心に応じて用途が選択できる寄付金メニューの拡充、遺贈や特定寄付信託といった新しい制度との連携等の導入も一案である。

(3) 方策の実施に当たっての留意点

方策の実施に当たり、実施体制・ガバナンスの強化（専門性を有する組織体制、公正で透明性の高い意思決定プロセス、市場歪曲回避、JICA 既存スキームの見直しや他の公的金融機関との役割分担）や、被供与先のガバナンス・透明性の確認（環境社会配慮、資金の適正使用等）、多様なステークホルダーとの協力、日本経済・社会への環流、といった点にも留意いただきたい。

その前提として、JBIC や NEXI 等の日本国内の公的金融機関における既存の取組やスキームについて評価し、これらの機関との役割分担等に留意しつつ、限りある公的資金を最大限効果的に使うための方策を検討いただきたい。

また、官民での継続的な対話と協働の場を作り、官民双方が持続可能な社会作りに向けた意識改革・行動変容を伴うアップデートをしながら、民間企業・投資家目線で使いやすい、スピード感のある案件実施が可能となるような制度設計を目指す必要がある。

ア ガバナンス

(ア) 政府及び実施機関

- 適切な実施のための専門性を有する組織体制の構築

上記のような取組を検討・実施していくに当たっては、JICA の魅力と専門性をよ

り一層高めるため、JICA の組織体制を強化しつつ、優秀な人材を確保することが必須である。その際、金融的な専門性の強化だけではなく、JICA と民間企業が人材を含め相互に交流できるような仕組みを作りながら、多様なアクターとの共創力や触媒力といった新しい力も蓄えていく必要がある。

加えて、財務の健全性を確保するために、例えば仮に保証業務を導入する場合には、案件形成に加えて、信用リスクの審査、保証期間中のモニタリング、保証履行請求への対応、債権回収、流動性管理・金融リスク管理等のための体制の確保が必要となる。また、いわゆる「ウォッシュ」⁵等の課題も指摘されており、インパクトや ESG の透明性確保に留意する必要がある。

導入として、気候変動や国際保健といった分野で、試行的に早期に結果へ繋がるような案件を官民で協働しながら立ち上げることも検討すべきである。

- 公正で透明性の高い意思決定プロセスの確保

特定の関係者への不当な利益誘導等を避けるため、事業の開発効果やリスクプロファイルの適切な分析や、財政コストも踏まえた上で、公正で透明性の高い意思決定プロセス、ガバナンスの確保についての検討が必要である。その際、適切な組織体制の在り方や案件選定の基準について IFC や MIGA、BII 等の先行事例から学び、効率的なプロセスとのバランスを模索することが求められる。

- 市場歪曲回避の方途

DFI ワーキンググループブレンデッド・ファイナンス原則では、①譲許的資金活用の妥当性・追加性の検証、②民間資金動員、及びその実現に必要な最低量の譲許性資金活用、③商業的持続性、④市場原理の維持・強化、⑤環境社会配慮等の高い基準の普及、の5つの原則が定められているが、公的資金の活用に当たっては、本来民間資金のみで実施できる事業に譲許的資金が投入されることで、モラルハザードや民間資金のクラウドアウトといった形で市場歪曲を引き起こすことを避ける必要がある。

- JICA 既存スキームの見直しや他の公的金融機関との役割分担

多様な協力の形態と幅広いネットワークは JICA の強みだが、今ある制度枠組みの運用についても課題が指摘されている。ODA を民間資金動員の触媒として活用するならば、これまでの協力による政府・市民との信頼関係の構築に加えて、官民の幅広い参加を促し柔軟・迅速に対応できるよう、既存の制度枠組みの使い勝手を改善

⁵ 改善効果（例えばグリーンウォッシュであれば環境改善効果）が伴わないにもかかわらず、あたかも環境に配慮しているかのように見せかけること。

するための根本的な議論が必要である。同時に、国民の税金が原資となる公的資金を導入する以上、その効率的な活用には引き続き留意する必要がある。

例えば国際約束の主体となりえない機関と連携した事業の実施や、基礎となるインフラや制度整備等の土台作りを ODA が担い、それをベースにプロジェクトファイナンスが組成できるような共創の形が実現できれば理想的である。

加えて、NEXI や JBIC といった他の公的金融機関が果たしている機能も十分に踏まえたうえで、これらの公的金融機関との役割分担や連携に係る議論も重要である。新たな ODA 制度がそのような既存制度と相互補完し最も開発効果を高める在り方を検討すべきではないか。

(イ) 被供与団体

- 被供与先のガバナンス・透明性確保の方途

公的資金を導入するとともに、民間資金を呼び込むためにも、被供与先のガバナンス確保は不可欠である。

支援を受ける民間企業等に対して国際的な基準での環境・社会面への配慮を求め、マネーロンダリングやテロ資金防止の観点から企業の運営体制を確認すること、資金使途の確認により透明性を確保すること等の取組は、官民双方のリスクの低減に繋がる。

イ 多様なステークホルダーとの協力

途上国で ODA とサステナブルファイナンスが相乗効果を発揮するエコシステムを形成するには、事業の実施主体となる民間企業・市民団体への支援や、先方政府、現地企業、国際機関、市民社会、大学・研究機関等、マルチステークホルダーへの働きかけが必要である。まずは JICA が有する多様なスキームを有機的に組み合わせ、民間企業や市民社会と連帯したエコシステムの形成支援が期待される。加えて、JICA の有する地球規模課題や社会課題解決に向けた知見や人材、資源の蓄積、海外とのネットワークを活用し、潜在的な投資先を積極的に発掘していく役割も、JICA に求められる。

また、内外の政府金融機関や国際金融機関との更なる連携や、民間資金動員のエコシステム形成に資する既存の会議体⁶等のネットワークを活用し、機能強化に貢献することも有用である。

⁶ 例えば、アジア GX コンソーシアムやアジア・トランジション・ファイナンス・スタディ・グループ (ATF SG)、GSG Impact (Global Steering Group for Impact Investment)の各国 National Partner、AVPN (Asia Venture Philanthropy Network)、グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ (トリプル I)、アジア・アフリカ健康構想等が考えられる。

マルチステークホルダーとの共創を進める中で、市民社会の役割も益々重要となってくる。NGO との連携を一層強化すべく、例えば、日本 NGO 連携無償資金協力の広域化等も含め、制度面の見直しを図ることも一案である。

ウ 日本経済・社会への環流

途上国が求めているのは、日本と世界が共に直面する課題に対して学び合い、その知見を環流させ、新たなイノベーションを巻き起こしながら、持続可能な成長に向けて、取り組んでいくことである。日本と途上国の共創を促進する取組に ODA とサステナブルファイナンスを効果的に活用すべきではないか。

日本政府は、これまでも、インパクトコンソーシアムや地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム等を通じて、日本の経済社会の活性化に取り組んでおり、これらの取組との連携を促進しつつ、ODA の強みを生かした日本経済・社会への環流を考えるべきである。

例えば、日本の強みを活かして官民連携で社会課題への解決策のパッケージを途上国へ提案する「オファー型協力」の推進は、日本国内で途上国開発を身近に感じられる機会を創出し、投資家や事業者が途上国へ投資・進出しようと思えるきっかけ作りへと繋がるため、有用である。気候変動等の地球規模課題に対する取組を、官民連携で行い、途上国へ提案していくことを期待したい。

また、JICA 海外協力隊が、派遣前に日本の地方で活動するグローバルプログラムは、日本の地方が抱える課題解決のノウハウを途上国の開発課題解決にも活用するものである。こうした活動を帰国後にも拡充する等して、帰国隊員が国内・海外で社会課題解決に取り組むためのサポートを積極的に行い、途上国の経験を日本へ環流させることで、日本全国の人々と途上国の人々との接点を増やし、サステナブルファイナンスの投資先の裾野を広げていくという視点も重要である。

最後に

本提言の実効性を高めるために、日本政府には、スピード感をもって制度の抜本的な見直しと新たな取組を進めるとともに、官民での継続的な対話と協働の場作りを率先していただきたい。

以上